



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 89 救急病院の認定 (医務課)
- 90 保安林子定森林 (森林整備課)
- 91 " (")
- 92 新道路の供用開始 (道路保全課)

○ 選挙委員会告示

- 12 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨
- 13 "

○ 公告

- 加太港加太緑地の指定管理者の指定 (管理整備課)
- 宇久井-2.0m物揚場の指定管理者の指定 (")

告 示

和歌山県告示第89号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
医療法人富田会富田病院	那賀郡岩出町紀泉台2	平成 20.12.31

和歌山県告示第90号

次の森林を保安林子定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林子定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字杉谷1829の1、1829の2、1829の3(次の図に示す部分に限る。)、1829の4、1829の6、1829の8、1829の9
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第91号

次の森林を保安林子定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林子定森林の所在場所 日高郡印南町大字川又字五嶋畑156の1から156の3まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第92号

平成13年和歌山県告示第830号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち橋本市大字小原田字佃567番5地先から同市大字東家字樋ノ下奥800番1地先までの延長179.24メートルについては、平成18年1月24日から供用を開始する。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年1月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 22,652,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	下村雅洋	所属党派	日本共産党	期間	10月4日から 第2回分 11月4日まで
出納責任者氏名	前久				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 円
	家屋費 円
	選挙事務所費 円
	集会会場費 円
	通信費 51,504 円
	交通費 円
	印刷費 円
	広告費 円
	文具費 円
	食糧費 円
その他の寄附 円	宿泊費 円
その他の収入 100,000 円	雑費 80,967 円
今回計 100,000 円	今回計 132,471 円
前回計 800,000 円	前回計 759,070 円
総計 900,000 円	総計 891,541 円

報告書受理年月日	平成17年12月27日	第2回報告分
----------	-------------	--------

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年1月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,804,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上田稔	所属党派	日本共産党	期間	12月30日から 第3回分 12月31日まで
出納責任者氏名	廣木清				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 円
	家屋費 円
日本共産党南地区委員会 政党 1,400,000 円	選挙事務所費 円
	集会会場費 円

		通信費	円
		交通費	円
		印刷費	円
		広告費	円
		文具費	円
		食糧費	円
その他の寄附	円	休泊費	円
その他の収入	円	雑費	円
今回計	1,400,000 円	今回計	円
前回計	830,000 円	前回計	2,115,403 円
総計	2,230,000 円	総計	2,115,403 円

報告書受理年月日	平成18年1月10日	第3回報告分
----------	------------	--------

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第84号)附則第2項の規定により、加太港加太緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 和歌山市
和歌山県和歌山市七番丁23番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第84号)附則第2項の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 那智勝浦町
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町7丁目1-1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで